

苫小牧工業高等専門学校情報セキュリティ組織体制に関する規程

規則第95号

制 定 平成22年5月18日
一部改正 平成28年3月16日
一部改正 令和元年8月1日
一部改正 令和4年7月26日

(趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人国立高等専門学校機構サイバーセキュリティポリシー対策規則（構規則第98号。以下「対策規則」という。）の規定に基づき、苫小牧工業高等専門学校（以下「本校」という。）におけるサイバーセキュリティ組織体制について定めるものとする。

(情報セキュリティに関する役職の設置)

第2条 対策規則第13条の規定に基づき、本校の情報セキュリティに責任を持つ役職として、本校に次の各号に掲げる職を置き、当該各号に定める職をもって充てる。

- 一 情報セキュリティ責任者 校長
- 二 区域情報セキュリティ責任者 校長
- 三 情報セキュリティ管理者 各系長
専攻科長
地域共同研究センター長
技術教育支援センター長
学術情報センター副センター長
総務課長
学生課長
- 四 情報セキュリティ推進責任者 学術情報センター長

(情報セキュリティ副責任者の設置)

第3条 対策規則第18条の規定に基づき、情報セキュリティ責任者を補佐し業務を代行させるため情報セキュリティ副責任者を置き、次の各号の職をもって充てる。

- 一 副校長（総務主事）
- 二 事務部長

(情報セキュリティ推進員の設置)

第4条 対策規則第19条の規定に基づき、本校の情報セキュリティに関する専門的及び技術的問題への対応を行わせるため、本校に情報セキュリティ推進員を置き、次の各号に掲げる職をもって充てる。

- 一 学術情報センター委員会委員のうち、情報セキュリティ推進責任者が指名する者
- 二 情報セキュリティ推進責任者が指名する技術職員 1名
- 三 情報セキュリティ推進責任者が指名する事務職員 1名

四 その他情報セキュリティ推進責任者が必要と認める教職員

(情報セキュリティ管理委員会の設置及び業務)

第5条 対策規則第20条の規定に基づき、本校に情報セキュリティ管理委員会を置く。

2 情報セキュリティ管理委員会は、本校における次の各号に掲げる事項を審議する。ただし、専門的及び技術的問題の審議は情報セキュリティ推進委員会に委ねるものとする。

- 一 実施規程及び実施手順の制定並びに改廃
- 二 情報セキュリティポリシー基本方針、実施規則、実施規定及び実施手順に関し、当該規則等の実施、周知徹底、遵守及び励行の推進、違反に対する措置、並びに遵守状況の調査
- 三 情報セキュリティ教育
- 四 リスク管理及び非常時行動計画の策定並びに実施
- 五 情報セキュリティインシデント防止策の策定及び実施
- 六 例外措置の許可権限者の選任
- 七 情報セキュリティの強化に関する調査及び検討
- 八 情報セキュリティに関する情報の調査及び周知
- 九 実施規程及び実施手順の実施状況の評価及び見直し
- 十 その他情報セキュリティに関する事項

(情報セキュリティ管理委員会の構成員)

第6条 情報セキュリティ管理委員会は、情報セキュリティ責任者を委員長とし、次の各号に掲げる者を委員として組織する。

- 一 情報セキュリティ副責任者
 - 二 情報セキュリティ管理者
 - 三 情報セキュリティ推進責任者
- 2 前項の規定にかかわらず、情報セキュリティ責任者は必要に応じて情報セキュリティ管理委員会の委員を別に定めることができる。

(情報セキュリティ推進委員会の設置及び業務)

第7条 対策規則第22条の規定に基づき、本校に情報セキュリティ推進委員会を置く。

2 情報セキュリティ推進委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- 一 情報セキュリティに関する専門的及び技術的問題の審議
- 二 情報システムに関わる情報セキュリティインシデントの発生時の対応
- 三 情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ副責任者及び情報セキュリティ管理者への専門的及び技術的立場からの助言及び支援

(情報セキュリティ推進委員会の構成員)

第8条 情報セキュリティ推進委員会は、情報セキュリティ推進責任者を委員長とし、次の各号に掲げる者を委員として組織する。

- 一 情報セキュリティ推進員
- 二 その他、情報セキュリティ責任者が必要と認める者

(管理運営部署)

第9条 対策規則第24条の規定に基づき、本校に情報セキュリティに関する管理運営部署を設置し、総務課をもって充てる。

2 管理運営部署は、情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ副責任者の指示により、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 情報セキュリティ管理委員会の運営に関する業務
- 二 情報セキュリティ管理委員会の審議に関連する事項の取りまとめ
- 三 情報セキュリティに関する連絡と通報
- 四 情報セキュリティに関する文書の保管

附 則

この規程は、平成22年5月18日から施行する。

2 学術情報センター委員会規程（平成15年4月1日施行）第2条第2号から第4号までに掲げる事項については、同条の規定にかかわらず、当分の間、この規程第5条第1項に規定する情報セキュリティ管理委員会又は第7条第1項に規定する情報セキュリティ推進委員会において審議するものとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年7月26日から施行する。